平成２６年（フ）第７１１号
京都市上京区東堀川通下立売下る東橋詰町170番地１
破産者　粟谷　勝也
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３３号
京都府長岡京市神足２丁目８番23号　レディスコーポセリーヌ107
破産者　真下　敏宏
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５８号
京都市山科区西野後藤１番地の69
破産者　木原　茂明
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目８番10―301号
破産者　大橋　寿彦
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１６号
兵庫県西宮市西宮浜４―９―１―901、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目１番６号
破産者　酒井　　進
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１７号
兵庫県西宮市西宮浜４―９―１―901、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目１番６号
破産者　酒井　千唱
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３８号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目７番24―603号
破産者　森元　　章
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６５号
和歌山市小松原５丁目１番41号　コーポラス小松原６階５号
破産者　濱田　　洋
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７１号
和歌山市内原918番地の５　コトブキコーポ301
破産者　井上　芳子
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５０号
和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降493番地、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷192番地の１
破産者　岡本　圭司
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６９号
和歌山市井辺453番地の４
破産者　得津　忠光
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７０号
和歌山市井辺453番地の４、住民票上の住所和歌山市黒田193番地の25
破産者　得津　一雄
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３９号
和歌山県紀の川市貴志川町尼寺129番地13
破産者　松原　好治
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１８号
広島県福山市能島３丁目５番５号
破産者　久藤由紀子
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８０号
山口市秋穂東1553番地１
破産者　山本　健一
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
長崎県長崎市大浦東町４番25号　久保田アパート102、旧住所長崎県長崎市三原２丁目５番37号
破産者　福元　　充
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
宮崎市佐土原町下田島20757番地66、前住所宮崎県西都市大字調殿346番地１
破産者　菅原　金豊
１　決定年月日　平成27年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４９９号
名古屋市中区丸の内３丁目15番22号　丸の内ＵＳビル603号、開始決定時の住所名古屋市緑区諸の木１丁目1801番地
破産者　坂本　　実
１　決定年月日　平成27年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部